

令和5年1月診療分から

- ・ 埼玉県内の医療機関での窓口負担が  
**原則無料**になります
- ・ 自己負担金がなくなります

### ○医療機関の受診について

＜県内の医療機関の場合＞

医療機関の窓口で受給資格証を提示すると、一部負担金の支払いが不要となります。（必ず健康保険証と併せて医療機関の窓口でご提示ください。）

※ 医療機関が現物給付に対応していない場合や一部負担金が21,000円以上となる場合には、支払が必要となります。

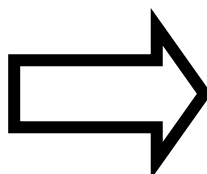
＜県外の医療機関の場合＞

窓口で一部負担金をお支払いいただいた後、申請書に領収書等を添えて市に申請すると、市が助成（指定口座に振込）します。

### ○自己負担金について

令和4年12月診療分まで

- ・ 通院 月額 1,000円
- ・ 入院 日額 1,200円
- ・ 薬剤 自己負担なし



令和5年1月診療分から

**なし**

# ○ひとり親家庭等の医療費支給制度について○

## ◎対象となる方

母子家庭・父子家庭・父又は母が障がい者である家庭・養育者(親がいないために親に代わってその子どもを育てている)家庭の、18歳年度末まで(一定の障がいがある場合は20歳未満)の児童と、その家庭の母・父・養育者です。

ただし、所得制限があります(所得超過となった場合、資格が無くなることもあります)。

## ◎助成対象

- 各種健康保険の適用を受けた医療費・薬剤費(保険診療一部負担金)

※ただし、健康保険から高額療養費や附加給付金等の払戻しがある場合は、それらを除いた分となります。(健康保険からの給付金決定通知書または医療費明細書が必要)

- 保険の対象にならない費用は、助成されません

予防接種、健診、差額ベッド料、薬の容器代、保険外併用療養費(大病院の初診等)など (領収書の自費分や保険外または、患者負担割合が100%は対象外)

**※交通事故など第三者行為による医療費については、第三者へ請求してください。**

## ◎埼玉県内の受診について

- 健康保険証と受給者証を持参した場合、助成対象となる医療費についての窓口での支払いはありません。

※医療機関が現物給付に対応していない場合や一部負担金が21,000円以上となる場合には、支払が必要となります。

## ◎医療費の申請(埼玉県外の医療機関での受診の場合など)

- 八潮市ひとり親家庭等医療費支給申請書に必要事項を記入のうえ、市役所窓口または駅前出張所にご提出ください。医療費の支払いから5年以内に申請してください。
- 申請書の提出は、月単位の申請であるため、診療を受けた月でなく診療を受けた月の翌月以降に提出してください。
- 20日締め(休日の場合は前日)支払いとなっていますので、申請の翌月以降に、指定された口座に振り込みます。なお、医療費が高額な場合などには審査の都合上、2~3ヶ月かかる場合があります。

**★次の場合には、必ず手続きをお願いします!(受給者証をご持参ください。)**

- ・母子家庭・父子家庭等でなくなったとき
- ・同居者が変わったとき(住民票が別の場合も含む)
- ・生活保護を受けるようになったとき
- ・住所、所得、又は金融機関の変更があったとき
- ・加入している健康保険の種類が変更になったとき

※ 受給者証の交付申請から実際に受給者証が交付されるまで、時間がかかりますが、審査で問題がなければ申請日から該当になります。そのため、申請日以降の診療については、受給者証が交付されたい医療費の支給申請ができますので、その間の病院等の領収書等は保管するようにしてください。

【問い合わせ先】 八潮市役所 子育て支援課 児童給付係

Tel.048-996-2111(内)209